

山梨県廃棄物処理施設安全確保対策費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、公益財団法人山梨県環境整備事業団（以下「補助事業者」という。）が、公共関与による廃棄物最終処分場の安全性の確保及び適切な運営管理を行うために実施する環境モニタリング等に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象経費)

第2条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる環境モニタリング等に要する経費とする。

- (1) 水質（浸出水、処理水、地下水、周辺河川）に関するモニタリング
- (2) 大気（発生ガス、粉じん、アスベスト）に関するモニタリング
- (3) 騒音、振動、悪臭に関するモニタリング
- (4) 土壌に関するモニタリング
- (5) 漏水検知に関する経費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認めるもの

(補助金の交付額)

第3条 補助金の交付額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、補助金の交付額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は補助金の交付の申請に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

(補助金の交付決定)

第5条 知事は、第4条により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。

知事は、第4条ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うことし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助金額及び補助事業の内容変更)

第6条 補助事業者は、補助金額及び補助事業の内容を変更するときは、あらかじめ補助金変更申請書（様式第3号）に知事が必要と認める書類を添えて、知事に

提出し、その承認を得なければならない。ただし、既交付決定額の20%以内の減額である場合にはこの限りではない。

(補助事業の中止又は廃止)

第7条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに中止又は廃止の理由、その他必要な事項を記載した補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告書)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに実績報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

なお、第4条第2項のただし書きに定めるところにより交付の申請を行った場合は、実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金から減額して報告しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 知事は、前条に規定する実績報告書の審査を行い、交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を交付するものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払をすることができる。

2 概算払の交付を受けようとする補助事業者は、概算払請求書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除額報告)

第10条 補助事業者は、第4条第2項のただし書きに定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書を提出した後に、申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときには、その金額（第4条第2項の規定により減額して申請した場合は、その減じた額を上回る部分の金額）を消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第7号）により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、当該報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(証拠書類の保存等)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類等を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱の運用に関して必要な事項は知事が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年8月20日から施行し、平成25年7月1日から適用する。

(様式第1号)

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

補助事業者 印

令和 年度山梨県廃棄物処理施設安全確保対策費補助金交付申請書

標記の補助金の交付を受けたいので、山梨県廃棄物処理施設安全確保対策費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 金 円

※ 添付書類

- ・環境モニタリング実施計画書
- ・収支予算書
- ・補助事業積算内訳書
- ・その他知事が必要と認める書類

(様式第2号)

第 号
令和 年 月 日

補助事業者 殿

山梨県知事 印

令和 年度山梨県廃棄物処理施設安全確保対策費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で交付申請のあった令和 年度山梨県廃棄物処理施設安全確保対策費補助金については、次のとおり交付することに決定しました。

補助金の額 金 円

(様式第3号)

第 号
令和 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

補 助 事 業 者 印

令和 年度山梨県廃棄物処理施設安全確保対策費補助金
に係る補助金変更申請書

令和 年 月 日付け環整第 号で交付決定のあった令和 年度山梨県廃棄物処理施設安全確保対策費補助金に係る補助事業の内容を、次のとおり変更したいので関係書類を添えて申請します。

1 変更理由

2 変更内容

変 更 前	変 更 後
金額： 内容：	金額： 内容：

3 添付書類

- ・変更後の環境モニタリング実施計画書
- ・変更後の収支予算書
- ・変更後の補助事業積算内訳書
- ・その他知事が必要と認める書類

(第4号様式)

第 号
令和 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

補 助 事 業 者 印

令和 年度山梨県廃棄物処理施設安全確保対策費補助金
に係る補助事業の中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった令和 年度山梨
県廃棄物処理施設安全確保対策費補助金に係る補助事業を、次の理由により中止（廃
止）したいので承認を申請します。

- 1 中止（廃止）する理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

(様式第5号)

第 号
令和 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

補 助 事 業 者 印

令和 年度山梨県廃棄物処理施設安全確保対策費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け環整第 号で交付決定のあった令和 年度山梨県廃棄物処理施設安全確保対策費補助金に係る補助事業が完了したので、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 補助金精算額 金 円
- 2 交付決定額 金 円
- 3 添付書類
 - ・事業報告書
 - ・収支決算書
 - ・補助事業積算内訳書
 - ・その他知事が必要と認める書類

(様式第6号)

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

補助事業者 印

令和 年度山梨県廃棄物処理施設安全確保対策費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け環整第 号で交付決定のあった令和 年度山梨県廃棄物処理施設安全確保対策費補助金について、次のとおり概算払いの請求をいたします。

1 概算払請求額 金 円

2 内 訳

補助金交付 決定額 ①	既 概 算 交 付 額 ②	差 引 額 ①-②=③	今回概算 請求額 ④	備 考

3 概算払い請求の理由

4 支払の方法 (口座振替)

振替先銀行名 _____

預金種別 (当座・普通)

口座名 _____

口座番号No. _____

(様式第7号)

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

補助事業者 印

令和 年度山梨県廃棄物処理施設安全確保対策費
補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け環整第 号で交付決定のあった標記補助事業に
ついては、山梨県廃棄物処理施設安全確保対策費補助金第10条の規定により、次
のとおり報告します。

- 1 県補助金の確定額
(令和 年 月 日付け環整第 号による額の確定通知額)
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額
金 円
- 3 その他参考資料 (2の金額の積算の内訳等)